

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人柿木村福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年10月4日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 理事会の決議を要するものについて適切に決議を受けること。
- ・ 評議員会の議事録について、出席した理事又は監事の氏名を記載すること。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会の議事録について、評議員会に出席した理事又は監事の氏名が記載されていなかった。</p> <p>ついては、評議員会の議事録については、評議員会に出席した理事又は監事の氏名を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の11、規則第2条の15)</p>	<p>「令和6年度第2回評議員会」の議事録に、出席理事の氏名を記載した。以降も、評議員会議事録に出席理事または監事を記載する。</p>
2	<p>令和5年6月に行われた理事からの1,500,000円の借入について、貴法人の定款施行細則において金銭の借入は理事会の議決事項とされているが、理事会の承認を受けていなかった。また、令和5年12月及び令和6年6月に行われた理事からの1,500,000円の借入については、令和6年8月の理事会で事後に承認決議を受けていた。</p> <p>ついては、定款細則の規定により、金銭の借入は事前に理事会の承認を受けること。併せて、理事会未承認の理事からの借入については、当該借入及び利益相反取引の適否について理事会の承認を受けること。</p> <p>なお、当該承認の決議に特別の利害関係を有する理事は、当該議決に参加できないことに留意すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の14第5項、第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条)(定款細則第19条)</p>	<p>「令和6年度第3回理事会」において金銭消費貸借契約(令和5年6月締結)について貸主(在任理事)を議決に加えず議事に諮り承認された。また、本年8月理事会にて事後承認決議された2件を含む計3件の金銭消費貸借契約について、当該借入及び利益相反取引の適否について遡及し検討、議事に諮りこちらも承認された。</p>